

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年10月8日（火） 午後2時20分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月27日）から付託された事件（議案3件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後2時20分 散会 午後3時25分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年10月8日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

綾城委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより 9 月定例会で本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案 3 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、9 月定例会議案第 21 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 それでは、補足説明を行います。介護保険事業特別会計における歳出決算額は約 41 億 7,100 万円となり、前年度に比べ約 2,300 万円の増額となっております。主な増減の要因といたしましては、まず負担金、補助金、返還金の増などにより第 4 款「諸支出金」が約 4,900 万円増加したものの、介護サービス計画給付費等の第 2 款「保険給付費」が約 2,700 万円減少したことによるものです。また、不用額の主なものは、介護サービス給付費が約 5,100 万円、施設介護サービス給付費が約 3,100 万円となっております。そのほか、所管の決算の詳細は、決算書 340 ページから 366 ページ、主要な施策の報告書においては 177 ページから 184 ページにかけて記載のとおりでございます。

綾城委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、決算書 340 ページ、341 ページの第 1 款「保険料」、第 1 項「介護保険料」に関してお尋ねします。令和 5 年度末現在で第 1 号被保険者数は 1 万 3,792 人となっておりますけれども、このうち保険料の特別徴収及び普通徴収の被保険者数をお尋ねいたします。

介護支援班長 令和 6 年 3 月 31 日現在の介護保険料の特別徴収の被保険者数については 1 万 3,495 人、普通徴収の被保険者数については 961 人となっております。

林委員 今の特別徴収の場合は、滞納というのは考えられないので、滞納事案が

発生するのは普通徴収の被保険者です。令和 5 年度は、現年度分と滞納繰越分を合わせて収入未済額が 405 万円 227 円ほどございますが、この普通徴収のこの収入未済額の要因と対策についてお尋ねいたします。

介護支援班長 要因といたしましては、前年度からの収入減等による生活困窮が主な要因と思われます。未納が続く場合は、納税義務者の財産調査等を実施しますが、差し押さえ可能な財産がない場合もあり、その際は収入未済となります。対策といたしましては、未納者に対して早期の納付を促し、納付相談や財産調査等を行った上で、納付が困難と判断された場合については執行停止等の処分対象としております。

林委員 合わせて、それでは不能欠損額の内容について、令和 5 年度の実績についてお尋ねします。

高齢福祉課長補佐 令和 5 年度の不能欠損額ですが、現年度分につきましては 0 円、滞納繰越分につきましては 34 万 8,415 円となっております。介護保険法第 200 条第 1 項の執行停止したものが時効 2 年を迎えたものの適用につきましては 34 万 8,415 円、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の執行停止後 3 年経過の適用は 0 円、地方税法第 15 条の 7 第 5 項適用による処分、即時欠損ですが適用は 0 円となっております。

林委員 私からは最後です。それでは、長門市介護保険条例第 10 条に定める保険料の徴収猶予及び第 11 条の保険料の減免規定による令和 5 年度の実績と内容についてお尋ねします。

介護支援班長 令和 5 年度の減免実績についてですが、失業等による貧困を理由とした減免はありません。給付制限を受ける刑事施設に拘禁された者については 1 件で、減免額が 7,490 円となっております。減免の内容につきましては、長門市介護保険条例第 11 条、長門市介護保険条例施行規則第 6 条から第 8 条及び長門市介護保険料減免に関する要綱により定められております。災害による著しい損害、心身に重大な障害を受けたことによる収入が著しく減少した場合、事業の急廃止もしくは失業等による収入が著しく減少した場合、不作、不漁により収入が著しく減少した場合については、減免率が 12.5 パーセントから 100 パーセントとなり、給付制限を受ける刑事施設等に拘禁された場合は全額減免となります。次に、徴収猶予ですが、令和 5 年度には徴収猶予の実績はありません。徴収猶予の内容につきましては、減免と同様の理由により保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認める場合、その納付することができないと認められる金額を上限として 6 か月以内の期間に限り徴収を猶予するものです。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、決算書 364 ページ、365 ページ、第 5 款「地域支援事業費」、第 3 項「包括的支援事業・任意事業費」、第 6 目「認知症総合支援事業費」、010「認知症総合支援事業」の認知症カフェ運営事業のまず成果と課題について伺いたします。

高齢福祉課長 認知症カフェは、平成 30 年度から市直営で「おいで～家 Cafe」として開催しておりましたが、令和 4 年度から新たに民間で 1 か所開催されることになり、現在 2 か所で開催しております。認知症カフェは、認知症ご本人、ご家族や地域住民等、誰もが気軽に集える場として開催しておりますので、成果といたしましては、そのような方々の居場所の 1 つとして、また専門職にとっては気軽に相談できる場として開催できていることが挙げられます。課題といたしましては、参加者が固定化しておりまして、新規参加者が少ないということでもあります。年度初めに、各地区の民生委員児童委員協議会や関係機関が集まる会議の場において開催の周知を行い、参加者の掘り起こし等にご協力を呼びかけているところです。また、参加しやすい環境づくりのため、カフェの開催箇所数を増やしていくことが課題であると考えております。

ひさなが委員 はい、分かりました。最後に課題の部分で、カフェの開催箇所数を増やしていくことというところがありましたけど、大体市としての見込みとして、どれぐらいだったら参加者が参加しやすい環境づくりというのが担保できるじゃないですけど、望ましい箇所数なのか、考えをお伺いいたします。

高齢福祉課長 本来であれば、今 3 か所包括がございます。包括 1 か所あたり、1 か所のカフェができると良いと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、9 月定例会議案第 21 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております 9 月定例会議案第 21 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から簡潔に討論を行います。介護保険事業特別会計における決算額は、歳入 42 億 7,514 万 9,112 円、歳出 41 億 7,100 万 2,676 円で、歳入歳出差引額は 1 億 414 万 6,436 円となり、形式収支は黒字決算となっております。また、実質収支も翌年度に繰り越すべき財源がないため、黒字決算となっております。介護保険制度は、高齢者を家族などの個人ではなく社会全体で支えるという理念のもと、医療、年金、雇用、労災保険に続いて、平成 12 年、2000 年から施行された社会保障制度であります。介護保険料は 3 年ごとの見直しが行われ、介護サービス給付額の見込みに基づいて 3 か年の予算を決め、この予算総額の一定割合の額が第 1 号被保険者の保険料となります。その保険料を 65 歳以上の第 1 号被保険

者の総数で割り、年間の介護保険料を算出し、平均保険料である基準額が決定されるものであります。令和 3 年度から決算年度の令和 5 年度までの 3 か年の標準月額保険料、いわゆる基準額は前回と同様、4,999 円と据え置かれており、さらに低所得者の負担軽減のため第 1 段階の保険料率は 0.50 から 0.30、第 2 段階が 0.75 から 0.50、第 3 段階が 0.75 から 0.70 に軽減されており、こうした点は大いに評価できるものであります。決算年度の令和 5 年度は、介護保険制度が始まってから 24 年となりますが、介護保険制度のこれまでの歩みを振り返ると、保険料の値上げとサービスの制限、介護に携わる人材確保策の失敗だったと言わざるを得ません。国は、社会保障予算の自然増を毎年、数値目標を決めて削減する政治を進めており、介護の分野では介護報酬の連続削減、1 割負担の利用料の 2 割、3 割への引き上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援 1、2 の訪問通所介護の保険給付外し、要介護 1、2 の特養入所からの締め出しなどを行っており、さらに調整交付金と保険者機能強化をリンクさせ、各自治体に対して介護給付費の抑制を競わせるものとなっております。これでは介護の基盤が脆弱になるのは当然であり、家族介護のために仕事を辞める介護離職は年間 10 万人にのぼるなど、介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因となっております。老人福祉計画と介護保険事業計画を合わせた第 8 次長門市高齢者健康福祉計画の最終年度となる令和 5 年度は、物価高騰に加え年金が削減される中、生活に困窮する高齢者の被保険者が、高い介護保険料を年金から天引きされることに悲鳴を上げております。年金額が低い方の普通徴収保険料の収入未済額も増加しており、介護保険制度の恒常的な問題となっております。市としても、国に対して介護保険の国庫負担割合の引き上げを求めるとともに、介護給付費準備基金は決算年度末で 4 億 2,410 万 5,000 円あり、これらを活用し介護保険制度の問題点を踏まえ、保険料、利用料の減免制度の拡充、保険外サービスの実施など、できうる支援を考える必要があります。平均寿命が毎年伸びる今日、長寿を喜べる社会をつくるためにも、「保険あって介護なし」、「負担あってサービスなし」と言われる状況を打破するためにも、必要な人が必要な介護を受けられる体制の構築に踏み出さなければならないと考えております。そのことを申し上げまして、議案第 21 号に対する意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9 月定例会議案第 21 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、9 月定例会議案第 21 号は、認定すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 14 : 35 —

— 再開 14 : 36 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、9月定例会議案第19号「令和5年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 それでは、補足説明をいたします。国民健康保険事業特別会計における歳出決算額は約47億9,931万円となり、前年度に比べ約2億4,242万円の減額となっております。この主な要因といたしましては、決算書320ページの第2款「保険給付費」の療養諸費が約1,929万円の増額となっておりますが、322ページの第3款「国民健康保険事業費納付金」が約4,739万円の減額、また326ページの第6款「基金積立金」において、前年度と比較して国民健康保険基金への積立が約1億9,933万円減額したことによるものです。

綾城委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 それでは、決算書306ページから307ページ、歳入科目の第1款「国民健康保険料」、第1項「国民健康保険料」に関して、令和5年度末現在における国保加入世帯は4,786世帯となっておりますけれども、この国保加入世帯の平均所得、それから1世帯及び1人当たりの年間平均保険料、また所得に占める保険料率の保険料負担率をお尋ねします。さらに、保険料負担率の過去3か年の推移についても重ねてお尋ねいたします。

保険管理班長 令和5年度国保加入世帯平均所得につきましては、所得割対象額が42億8,262万7,655円、国保加入世帯平均所得は76万9,426円となっております。また、1世帯当たりの平均保険料につきましては12万483円、1人当たりの年間平均保険料につきましては8万5,810円となっておりますのでございます。さらに、保険料の負担率につきましては、令和5年度賦課調定額が6億7,060万8,940円、所得割対象額が42億8,262万7,655円、所得に占める保険料負担率は15.65パーセントとなっておりますのでございます。令和3年度が16.58パーセント、令和4年度が15.90パーセント、令和5年度が15.65パーセントとなっているところでございます。

林委員 はい、分かりました。それで、その加入世帯の所得の構成比についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

保険管理班長 世帯主の主な所得の種類ごとの世帯数につきましては、営業等所得が478世帯で10.0パーセント、農業所得が76世帯で1.6パーセント、給与所得が977世帯で20.4パーセント、公的年金所得が1,842世帯で38.4パーセント、その他所得が376世帯で7.9パーセント、所得なしが1,023世帯で21.4

パーセント、その他不明が 14 世帯で 0.3 パーセントとなっているところでございます。

林委員 それで、今のご答弁にもありましたが、年金生活者、それから低所得者の構成比が非常に高く、これがいわゆる国保の構造問題と言われている現況であります。このことに対する見解をお尋ねします。

総合窓口課長 委員ご案内のとおり、年金生活者、低所得者の加入割合は年々高くなっておるところでございます。国民健康保険制度の構造的な問題につきましては、制度上変えられない点も多くありますので、そうした国保特有の構造を踏まえまして、持続可能となるような仕組みが今後は必要であるというふうに考えておるところでございます。

林委員 この構造的な問題というのは制度上変えられないというのは、もちろんこれは国の制度だからですね。だから、国がそういう認識に立っていただかないと、この国保を預かる都道府県、それからまたその実施主体である市町村が非常に困るわけですね。それではもう 1 点、最後にお聞きします。この令和 5 年度における子どもにかかる国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、お尋ねいたします。

保険管理班長 子どもにかかる国民健康保険料等の均等割額の減額、軽減措置につきましては、18 歳未満の子どもの被保険者が 3 名以上含まれ、保険料の減額対象世帯で滞納がない場合です。減免額は、要件に該当する子どものうち、最年少者 1 名を除いた均等割額を減免いたします。令和 5 年度の実績は 19 件で、減免額は 58 万 7,820 円となっているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

岩藤委員 主要な施策の報告書 173 ページですが、歳入のほうで科目 5「財産収入」、今年度が 103 万 2,151 円で、昨年度が 36 万 5,497 円となっており、182.4 パーセントほど増えているんですが、この要因についてお伺いいたします。

綾城委員長 5 番の「財産収入」ですけど、いかがですか。

保険管理班長 すみません、今ちょっと数字が手元にないので、またご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

綾城委員長 はい、分かりました。では、最後のところでお答えいただけたらと思います。岩藤委員、ほかにご質疑はありますか。この関連の中で、大丈夫ですか、はい。では、ほかにご質疑はございませんか。

上田委員 次の報告書 174 ページですが、国民健康保険料の収納状況につきまして滞納繰越分、これが令和 4 年度より 5 パーセント上昇しておりますけれども、この要因をよろしくお伺いいたします。

保険管理班主査 現年度分の未納を増やさないよう早期段階から納付状況を確認

認して、完納に向けた納付交渉を積極的に行っています。また、保険料収納員によるコールセンターでの電話や訪問などを行い、早期納付を併せて勧奨し、滞納額が増えないように取り組んでいます。その結果、現年度未納額が減額することにより翌年度への滞納繰越額が減額になったことや、令和 5 年度は担当職員が増員したことにより、滞納繰越分滞納者について積極的に電話や訪問を行い、完納に向けた納付交渉を行った結果が要因と考えています。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 令和 5 年度の本市における 1 人当たりの医療費は、令和 4 年度に比べ 3 万 4,359 円、6.5 パーセントの増加の 56 万 5,159 円となっており、県平均 49 万 8,456 円と比較すると 6 万 6,703 円高くなっています。令和 4 年度に続き県平均を上回った要因と、このことに対しての見解をお伺いいたします。

総合窓口課長 本市におきましては、1 人当たりの医療費が増加し、また県平均よりも高くなってきております。長門市の医療費が県平均より高い理由といたしましては、長門市の高齢化率が高く推移していることから、相対的に病気の発症リスクや怪我をする確率が高くなっていることが大きな要因と考えておるところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 長門市国民健康保険条例第 26 条に定める保険料の徴収猶予及び第 27 条の保険料の減免規定による令和 5 年度の実績をお伺いいたします。

保険管理班長 令和 5 年度における長門市国民健康保険条例第 26 条に定める保険料の徴収猶予については、実績はありません。長門市国民健康保険条例第 27 条に定める保険料の減免実績につきましては 56 件で、減免額 179 万 8,350 円です。内訳といたしましては、失業者等による貧困の方については 2 件で、減免額 26 万 3,460 円、給付制限を受ける施設入所者につきましては 1 件で、減免額 6 万 1,650 円、旧被扶養者によるもの、これは世帯内に後期高齢者医療制度に移行する人が出た場合ですが、それにつきましては 34 件で、減免額 88 万 5,420 円、多子世帯 18 歳未満の子どもが 3 名以上いる軽減世帯につきましては 19 件で、58 万 7,820 円となっているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 前年度のこの決算審査の場で、林委員より「他市では国民健康保険法第 44 条に基づく国民健康保険の一部負担金の減免制度についてホームページ上で周知してあるが、本市ではなぜされていないのか」との質問に、担当課長補佐が、「委員ご指摘のとおり、多くの情報を市民に伝えるべきと考えております。

今後は、本市の条例、要綱等を再度確認した上で、他市の事例も参考にしながら情報提供していきたい」と答弁されております。令和 5 年度は、どのように取り組まれたのかお伺いいたします。

保険管理班長 こちらにつきましては、本年度、国民健康保険法第 44 条に基づく国民健康保険の一部負担金の減免につきまして、ホームページ上でも閲覧できるように準備を進めているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 報告書 175 ページです。俗に言う対象者、これは減っていきまして、逆に総医療費、これはアップしているという状況下、つまりは 1 人当たりの医療費が上がっているということなんですけれども、今現時点でこれから先のトレンドみたいなものをどのように原課として考えておられるのか、お尋ねをいたします。

保険管理班長 今委員がおっしゃるとおり、被保険者数は減少するのに対しまして、1 人当たりの医療費は増加傾向にあるところでございます。これは、委員ご指摘のとおり、被保険者の高齢化や医療の多様化、高度化が要因であると認識しているところでございます。市といたしましても、国や県と連携をしながら検討していきたいなというところと思っているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 324 ページ、325 ページ、第 5 款「保健事業費」、第 1 項「特定健康診査等事業費」、第 1 目「特定健康診査等事業費」の 3,407 万 3,499 円について、受診率が 35.6 パーセントというところなんですけれども、これについての評価をお伺いいたします。

総合窓口課長 特定健診の受診率につきましては、令和 3 年度 33.5 パーセント、令和 4 年度 34.6 パーセント、令和 5 年度 35.6 パーセントと、令和 4 年度と比較しますと 1 パーセント上昇しております。これは、令和 2 年度から実施した AI を活用した受診勧奨並びに令和 5 年度から始めた健診 Web 予約システムの導入等による効果であると考えております。これまで着実に受診率は向上しているものの、引き続き自己負担の無料、がん検診と同時実施のできる集団健診開催など、利用者の利便性を考慮し受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

ひさなが委員 はい、分かりました。今、答弁の中で AI を活用した受診勧奨というところがございましたけど、これの詳細な効果についての見解をお伺いいたします。

総合窓口課長 AI を活用した受診勧奨につきましては、特定健診データ及びレ

セプト情報データ等に基づく受診行動に対する意識分析を行い、対象者の特性に応じた勧奨を行うことができるとともに、未受診者に対しても効果的な取組を展開することができるため、さらなる受診率の向上が期待できるものと考えておるところでございます。

林委員 それで、今のところで、私も実は昨日、特定健診に行つてまいりました。これは、採血したときにちょっと痛いので貼っていますけど。実は、特定健診の受診率が令和4年度に比べて、令和4年は34.6パーセントで、令和5年度の実績というのは35.6パーセント、受診率は上がっているわけですね。ただ、これは自身の経験も踏まえて言いますと、その後ですよ。この受診結果が来た後の対応と言うか対処、この後、その下に特定保健指導実施状況というのがあります。これも確かに、数値的には動機付支援対象者、それから積極的支援対象者の終了者というのは、それは前年度に比べて増えていますし、終了率も前年度に比して上がっています。実際、この受診率が上がっても、ここである意味支援が必要だと思われた方が、やっぱりこの特定保健指導に行ってもらわないと、この事業というのは完結しないわけですね、実は。その辺り、確かに数値的には、これまでの健康増進課等も含めて色々庁内で連携を取られて、こういう実績としては評価をしているんですけども、その辺りがやっぱりこの特定保健指導が、やっぱりそこが重要になるんだと。そういう私は、全く行っていませんけど、今度からはちょっとこれが来たらちょっと行かなきゃいけないなという以上はというふうに思いを新たにしているんですが、その辺りのちょっと見解をお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

保険管理班長 委員ご指摘のとおり、今からは県、健康増進課と横の連携を深めながら、受診率の向上に努めてまいりたいと思っているところでございます。

総合窓口課長 特定保健指導に関する部分といたしましては、令和4年度から山口県が実施するデジタル技術を活用した地域課題解決の実証事業として、特定保健指導受診勧奨等業務委託なども実施しておりまして、その特定健診結果に基づき特定保健指導の対象となった方に対しまして、健診結果を基に将来の疾病発症リスクを判定するレポートなどを作成して送付なども始めております。それをご確認いただくことで、より一層、自分の身の危機管理、医療に対する意識というのも膨らんでくるというところで、AI的な部分を活用しアプローチしておるところで、指導についても十分膨らませていきたいというふうに考えておるところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 決算書308、309ページ、第6款「基金積立金」103万4,000円について、長門市国民健康保険基金の状況についてお伺いいたします。

保険管理班長 国民健康保険基金の状況につきましては、令和 4 年度末現在高は 5 億 5,621 万 8,280 円で、令和 5 年度中に利子 91 万 2,198 円と運用益金 9 万 8,259 円を合わせた 101 万 457 円を基金へ繰り入れたところでございます。令和 5 年度末の現在高は 5 億 5,722 万 8,737 円です。本基金は、従来、保険給付費の支払いに不足が生じた場合などに積み立てられたものでありまして、基金保有額の基準は過去 3 か年間ににおける保険給付費の平均年額の 5 パーセント以上とされておりました。国民健康保険制度の改革が行われました平成 30 年度以降、保険給付費の支払いに関しては県から普通交付金が支出されることになりまして、基本的には保険給付費に不足が生じませんので、現在は基金保有額の基準がなくなっております。しかしながら、災害等を原因とする保険料の大幅な減収への対応や保険料の年度間の平準化、標準保険料率の急激な増加への激変緩和などに備える必要があると認識しております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 決算書 318、319 ページ、第 1 款「総務費」、第 2 項「徴収費」、第 1 目「賦課徴収費」についてですが、この執行率をお願いいたします。

保険管理班主査 執行率については、84.9 パーセントとなっております。

上田委員 令和 5 年度の徴収業務全般的にお願いできますでしょうか。

保険管理班主査 令和 5 年度の成果については、年度当初に各保険料に対して目標徴収率を定めて業務を遂行しております。目標徴収率は、国民健康保険料 88.5 パーセント、介護保険料 98.6 パーセント、後期高齢者医療保険料 99.6 パーセントに対し、国民健康保険料 92.02 パーセント、介護保険料 99.4 パーセント、後期高齢者医療保険料 99.7 パーセントと、いずれも目標値を達成している状況です。これらにおいては、納期限後一定の期間を設けた後に新規の滞納者を増やさないよう、コールセンターや催告等の活用や、訪問による納付勧奨や窓口におけるきめ細やかな納付相談の成果が出ていると思われます。また、税務課徴収対策室と滞納者に関する情報共有、連携を密に取りながら、双方折衝時には合わせて納付交渉を行っています。国保連合会と連携し資格確認を徹底し、異動を的確に捉え、異動手続きをされていない滞納者に対し、早期に確実に行っていただくよう通知も行っています。今後も、早期の納付勧奨に取り組み、関係部署と連携し、滞納額を減少させていけるよう努めていきたいと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 私からは、これで最後でございます。決算書 312 ページから 315 ページ、第 7 款「繰入金」、第 1 項「他会計繰入金」、第 1 目「一般会計繰入金」について、令和 5 年度国保会計の法定内、法定外繰入の内容についてお伺い

たします。

保険管理班長 令和 5 年度の法定内繰入額といたしましては、5 つあります。1 つ目は、保険基盤安定繰入金が 3 億 8,481 万 705 円です。この内訳といたしましては、保険料軽減分が 1 億 4,808 万 9,960 円、低所得者数に応じた保険者支援分が 7,638 万 7,533 円、未就学児均等割保険料分が 80 万 5,697 円です。2 つ目は、職員給与費等繰入金が 7,479 万 5,766 円、3 つ目は、出産育児一時金繰入金が 333 万 436 円、4 つ目は、国保財政が受ける影響を勘案いたしまして市町村が算定いたしました額を一般会計から繰り入れる財政安定化支援事業繰入金 8,137 万 3,000 円、5 つ目は、産前産後保険料繰入金 2 万 8,313 円となっております。また、法定外繰入金といたしましては、福祉医療助成制度に伴う国庫負担金減額の一部に対する国民健康保険負担軽減対策繰入金 1,810 万 1,000 円となっているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、先ほどの主要な施策の報告書 173 ページの歳入の科目 5 「財産収入」で、これが令和 4 年と 5 年を比較すると 66 万 6,654 円増えていると。増減率が 182.4 パーセント増えているけど、この要因をということで岩藤委員からありましたけれども、大丈夫ですか。

保険管理班長 すみません、お待たせしました。こちらにつきましては、令和 4 年度、2 億円ほど積み立てている関係で、財産収入として国保の基金利子による増額となっているところでございます。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、9 月定例会議案第 19 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、副市長にお尋ねします。ご存じのように、低所得者には保険料の 7 割、5 割、2 割という軽減措置というのがございます。それで、令和 4 年度からは国の制度として子育て世代の負担軽減を図るために未就学児、いわゆるこれは小学校入学前の子どもの国民健康保険料の均等割額について 5 割が軽減されております。この 5 割の軽減の財源というのは、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、自治体が 4 分の 1 ということになります。さらに、本市の場合は、これは独自なんですけれども、独自の制度として令和 2 年度より多子世帯の子育て支援策の 1 つとして、国民健康保険料の均等割額の軽減措置が開始されております。その対象というのは、先ほどご説明があったように 18 歳未満の子どもが被保険者が 3 名以上含まれ、保険料の軽減対象世帯、つまり 7 割、5 割、2 割の軽減対象世帯であって、しかもこの滞納がない場合に、これは限られております。要件に該当する子どものうち、最年少の被保険者 1 名を除いた、いいですか要

件に該当する子どものうち、3 人の子どものうち最年少の被保険者 1 名を除いた、この 1 名を除いたというのは国の制度があるからです。この最年少を除くというのは。あと、上のお子様と真ん中のお子様で、これの要件に該当する年度の均等割額、いわゆる医療分及び後期高齢者支援分をこれは軽減するものでありますけれども、さっきの説明にあったように、これは対象要件が非常に狭く、令和 5 年度の実績ではわずか 19 件というふうになっております。子育て世代の負担軽減を図る上で、国民健康保険に加入する 18 歳までの被保険者にかかる均等割額を減免する市独自の制度というのを、江原市長がいつも言っているように、子育て世代に選ばれるまち、子育て世帯の負担軽減、これは国保の分野でもこの均等割の市独自、これはいい制度だと思う。でも、もっと進んだ自治体はあるわけです。それこそ、さっき言った国の制度に上乘せして 10 割補助したり、あとその上のお子様、真ん中のお子様も平に軽減していくとかいうような独自のこの制度を拡充するお考えというのは、今の率直なお気持ちとしてあるんだろうか、ないんだろうか、どちらでしょうか。

副市長 今、委員がおっしゃったように、いわゆる多子世帯に対する負担軽減ということでこの制度があるということは、私はこちらに参りまして初めて知ったんですけれども、ただ、先ほど説明がありましたように、わずかと言いますか、19 件という数字には今、正直驚いているところでございます。午前中から決算の分科会がございましたけれども、子育て支援課のところでもございましたように、令和 5 年度の市の施策、子育て世代に優しいまちづくりと言いますか、選ばれるまちづくりを標榜してきた市長としては、この令和 5 年度予算というのは大変エポックメイキングなものだったと思います。前年の令和 4 年度の当初予算案の審議の中で、ハローベビー応援給付金でございしますが、今もって残念な結果ではありましたけれども否決されて、そしてその後 9 回にわたって市長と協働のまちづくりミーティングを市長が重ね、子育て世代の意見を聞いて、そして議会のご意見を聞いて、節目、節目に支援をしていくという形で、子育て世代に手厚い支援策を講じてきたわけです。これは私見ではございますけれども、翻ってみると、せっかくのこの多子世帯向けの均等割減免、これが 19 件にとどまっているというのは、逆に言えばちょっとこの制度が浮いてきたと言いますか、もう少し手厚くしてもいいんじゃないかなという感触は今抱いているところでございます。この点については、来年度当初予算に向けて、市長とも協議、検討してまいりたいというふうに今、考えているところでございます。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題となっております 9 月定例会議案第 19 号「令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の

立場から簡潔に討論を行います。国民健康保険事業特別会計における決算額は、歳入 50 億 4,525 万 9,990 円、歳出 47 億 9,931 万 4,099 円で、歳入歳出差引額は 2 億 4,594 万 5,891 円となり、形式収支は黒字決算となっております。また、実質収支も翌年度に繰り越すべき財源がないため、これも黒字決算となっております。令和 5 年度決算年度末の国民健康保険の一般被保険者数は 6,846 人であり、加入世帯数は 4,786 世帯となっております。先ほどの説明でもありましたが、世帯主の主な所得の内容と世帯構成は、公的年金所得が 1,842 世帯で 38.4 パーセント、給与所得が 977 世帯で 20.4 パーセント、営業等所得が 478 世帯で 10.0 パーセント、農業所得が 76 世帯で 1.6 パーセント、その他所得が 376 世帯で 7.9 パーセント、所得なしが 1,023 世帯で 21.4 パーセント、その他不明が 14 世帯で 0.3 パーセントとなっております。国保加入世帯の 1 世帯当たりの平均保険料は 12 万 483 円、1 人当たりの年間平均保険料 8 万 5,810 円となっております。これは、政府の試算でも国保加入者の 1 人当たりの平均保険料は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍という数字になっております。所得に占める保険料負担率は 15.65 パーセントとなっており、決算年度を含む過去 3 か年で見ても 15 パーセントを超える状況が続いております。また、令和 4 年度決算時の国保加入世帯の平均所得は 80 万 5,886 円でしたが、令和 5 年度は 76 万 9,426 円となるなど、平均所得が減少する一方、保険料は重い負担となるという構造的問題に陥っております。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの政府に対して、国保の定率国庫負担の増額要望を行い、公費を 1 兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にするよう政府与党に求めているように、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、加入世帯に大変重い負担を強いる制度になっております。市民の暮らしと健康を守り、持続可能な制度にしていくためにも、高すぎる保険料問題を解決することは、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題であります。平成 30 年 4 月から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする国保の都道府県化がスタートしておりますが、厚生労働省は都道府県化実施後も一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと繰り返し答弁しております。これは、地方自治の原則を完全に否定することはできないからであります。国保の運営主体である市町村と都道府県が、市民、県民の立場で保険料の値下げ、抑制の努力を続けるかどうかとも問われております。医療費の動向については、被保険者は減少しているものの、1 人当たりの医療費は高齢化と医療費の高度化により増加しており、結果として総医療費が伸びる傾向にあります。こうした中で、特定健診や特定保健指導の受診率向上に向けた取組については、一定の評価とともに、今後とも引き続き予防

医療や健康づくり事業など保健事業をより充実させ、市民の健康に関する意識を高めることも重要であります。疾病の早期発見や早期治療は国保財政の健全化に役立つものと考えております。終わりに、本議案と関連する後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける稀代の悪法であり、廃止を求める立場から、9月定例会議案第22号「令和5年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」も、同様の趣旨であることを申し上げて、意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9月定例会議案第19号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、9月定例会議案第19号は、認定すべきものと決定しました。

最後に、9月定例会議案第22号「令和5年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 後期高齢者医療事業特別会計におきましては、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

上田委員 主要な施策の報告書185ページです。科目別収支の状況（歳入）の科目4「諸収入」が令和4年度に比べて88.9パーセント減となっている要因をお願いいたします。

保険管理班主査 令和4年度に医療費の窓口負担2割というものが導入されたことに伴いまして、被保険者証の全体更新が例年1回のところ2回行い、被保険者証の郵送料が増加いたしました。この2回目の郵送料に対しまして、山口県後期高齢者医療連合会から、令和4年度窓口負担割合見直し等関連事業費補助金が257万7,830円交付されております。令和5年度は通常どおり1回の全体更新となったことにより、同補助金の皆減が要因となっております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 同じく185ページです。科目別収支の状況（歳出）の科目3「諸支出金」が令和4年度に比べて384.2パーセントの増となっております。この要因をお願いいたします。

保険管理班主査 後期高齢者医療の保険料につきまして、年金からの天引きによる特別徴収がございます。この制度では、被保険者の死亡や所得の更正により保険料に変更があった場合、差分を返還することとなります。令和5年度は、この特別徴収者への保険料の還付金が増となったことによるものです。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 同 185 ページの被保険者数の状況について、市民の高齢化に伴い被保険者数は増加しますが、3 割負担の被保険者が令和 4 年度に比べて 43 人増加した要因をお伺いいたします。

保険管理班主査 この 3 割負担となる方ですけれども、こちらは被保険者本人及び同一世帯の被保険者の住民税課税所得が 145 万円以上の人が対象となります。この年齢到達によりまして、新たに被保険者になれる方、75 歳になれる方の就業等により現役並み所得に該当していたことが要因です。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 私は最後です。長門市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の 46 ページ、「ア 歳入」、主要な施策の報告書 185 ページです。滞納繰越分収納率が令和 4 年度より 1.8 パーセント低くなっておりますが、この状況に至りました経緯と見解をお願いいたします。

保険管理班主査 保険料の収納対策といたしまして現年分を優先した結果、滞納繰越分収納率が低下したものと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 決算書 375 ページから 376 ページ、第 1 款「総務費」、第 2 項「徴収費」、第 1 目「徴収費」、コード 900「徴収費」208 万 3,968 円について、まず執行率をお伺いいたします。

保険管理班主査 執行率につきましては、83.7 パーセントとなっております。

中平委員 その 83.7 パーセントにとどまった理由というのは分かりますか。

保険管理班主査 当初、保険料の収納員報酬につきまして 2 名分を見込んで募集をしておったところでございますけれども、1 名のみの雇用となったことによる執行率となっております。

中平委員 この徴収費に対して、成果と課題をお伺いいたします。

保険管理班主査 未納者に対しまして、コールセンターからの電話や訪問による早期納付勧奨や、督促状、催告書などの各種通知による納付勧奨、また窓口におけるきめ細やかな納付相談に取り組んできたところでございます。今後も、コールセンターを活用した早期の納付勧奨に取り組んで滞納額を減少させていけるように努めてまいりたいと考えております。

綾城委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、9 月定例会議案第 22 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もな

いので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9月定例会議案第22号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、9月定例会議案第22号は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 15:25 —